

議案第17号

八幡浜市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
 標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

八幡浜市水産物地方卸売市場条例（平成17年条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
種別	使用料	種別	使用料
(略)		(略)	
駐車場	月額 普通自動車用 1区画につき <u>1,890円</u> 小型トラック用 1区画につき <u>4,190円</u> 中型トラック用 1区画につき <u>6,290円</u> 大型トラック用 1区画につき <u>7,860円</u>	駐車場	月額 普通自動車用 1区画につき <u>1,851円</u> 小型トラック用 1区画につき <u>4,115円</u> 中型トラック用 1区画につき <u>6,171円</u> 大型トラック用 1区画につき <u>7,714円</u>
貯氷庫	年額 <u>966,740円</u>	貯氷庫	年額 <u>949,166円</u>
連絡事務所	月額 1平方メートルにつき <u>710円</u>	連絡事務所	月額 1平方メートルにつき <u>700円</u>
(略)		(略)	
倉庫	月額 1平方メートルにつき <u>310円</u>	倉庫	月額 1平方メートルにつき <u>309円</u>
資材置場	月額 1平方メートルにつき <u>50円</u>	資材置場	月額 1平方メートルにつき <u>48円</u>
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の八幡浜市水産物地方卸売市場条例別表の規定は、こ

の条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。